

協議 2

『第 3 次調査対象地』の選定方法について

『第 3 次調査対象地（数十箇所程度）』を選定するため「調査対象エリア」及び「調査対象地」の絞り込み方法を決定する。

1 追加除外要件の設定

今回決定した第 2 次調査対象地（221 箇所）に追加除外要件を設定し、再度、絞り込みをする必要がある。

追加除外要件（案）

(1) 都市計画

第 2 回検討委員会で立地回避区域を設定する際に、法規制要件で「市街化区域内については、用途地域毎の建築規制の内容を踏まえて、第 2 次選定で評価する。」としているが、絞り込みを更に進めるために前倒しで評価する。

都市計画運用指針（下記参照）の趣旨を考慮して、市街化区域のうち住宅専用、住居系・商業系の用途地域を除外対象とする。

都市計画運用指針第 8 版 国土交通省 平成 27 年 1 月（平成 27 年 12 月改正）P243

2. 廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項

廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。

(4) 位置

- ① 主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。
- ② 市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。
- ③ 災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。
- ④ ～ 略 ～
- ⑤ ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。

(2) 農業振興地域

(1)の都市計画と同様に第 1 次選定時の条件とはしないとしていた、農業振興地域内の農用地のうち、土地改良事業の行われた大規模（連続する 5 ha 以上）な農地については、除外対象とする。

(3) 浸水想定区域（盛岡市洪水ハザードマップ）

施設単独での浸水対策は可能（交付金も対象）であるが、塵芥車の搬入経路が浸水想定区域内となる場合、施設の稼動に支障を及ぼすため除外対象とする。

2 抽出方法の決定

調査対象地の追加除外要件による絞り込みを行った後に、『第3次調査対象地』（数十箇所程度）を選定するため、調査対象エリアによる広域的な評価と、調査対象地による狭域的な評価を合わせて行い、条件の良い50箇所程度を抽出する。

(1) 抽出作業順序

- ① 下記(3)に基づきエリア評価を行い、その結果に基づき順位付けをする。
- ② 下記(4)に基づき調査対象地の評価を行い、その結果を点数化する。
- ③ ①のエリア評価上位から、②の調査対象地評価結果に基づき、調査対象地50箇所程度を抽出する。

(2) 評価の考え方

- ① エリア評価により対象地域周辺の特性、調査対象地評価により施設整備地としての適正をそれぞれ把握し、その評価結果を合わせて適当な調査対象地を抽出するものとする。
- ② エリア評価のみの場合、抽出されたエリア内に不相当と思われる調査対象地が含まれる恐れがあるが、対象地の評価も合わせて行うため、問題を解消することができる。
- ③ 調査対象地のみでの評価と比べて、抽出される調査対象地が特定のエリアに偏る恐れが少ない。

(3) エリア評価の項目及び判断基準

- ① 道路条件・収集運搬効率
 - ア 主要道路
 - ◎ 調査対象エリア内に主要道路が複数ある
 - 調査対象エリア内に主要道路がある
 - △ 調査対象エリア内に主要道路がない
 - イ 道路交通状況（道路交通センサス）
 - ◎ 調査対象エリア内の平日昼間の混雑度 1.0 未満
 - 調査対象エリア内の平日昼間の混雑度 1.0 以上、1.25 未満
 - △ 調査対象エリア内の平日昼間の混雑度 1.25 以上または主要道路がない
- ② 経済性
 - ア 都市基盤整備（調査対象地を含む周辺地域）
 - ◎ 上水道、送電線が整備されている
 - ほぼ全域で上水道、送電線いずれかが整備されていない
 - △ ほぼ全域で上水道、送電線が整備されていない
 - イ 収集運搬（中継施設等からの搬入量/距離）
 - ◎ 収集運搬経費が安価
 - 上記または下記以外
 - △ 収集運搬経費が高価

③ 周辺配慮（交通要件）

ア 教育施設等（幼稚園・小学校・中学校・保育所）

- ◎ 調査対象エリア内に該当施設が少ない
- 調査対象エリア内に該当施設が中間
- △ 調査対象エリア内に該当施設が多い

イ 観光施設等（盛岡観光コンベンション協会HP等）

- ◎ 調査対象エリア内に該当施設がない
- —
- △ 調査対象エリア内に該当施設がある

(4) 調査対象地評価の項目及び判断基準

第2次選定（50箇所程度⇒10～12箇所程度を選定）の作業を行う際に予定している『簡易評価』を更に簡易化した、下記の項目及び判断基準により評価を行う。

評価作業を容易にするため、2段階評価とする。

評価項目		分類	判断基準	評価	摘要・検討項目
重要要素	①	アクセスの容易性	主要道路（国道，県道，都市計画道路）に接続	○	主要道路から500m以内
			主要道路（国道，県道，都市計画道路）に近接	△	主要道路から500m以上1,000m以下
	②	地質	火山性岩石，深成岩，変成岩，圧砕岩，固結堆積物（礫岩・泥岩・砂岩等）	○	判断基準の区分による
			未固結堆積物（泥・シルト・礫・砂等）	△	判断基準の区分による
	③	運搬経費の経済性	運搬経費が安い	○	中継施設等からの距離（直線）が近い（上位5割）
			運搬経費が高い	△	中継施設等からの距離（直線）が遠い（下位5割）
	④	開発投資の経済性	水道の引き込みが容易	○	水道給水区域内
			水道の引き込みが困難	△	水道給水区域外
基本要素	①	敷地面積の確保	調査対象地の面積が8ha以上	○	判断基準の区分による
			調査対象地の面積が3ha以上8ha未満	△	判断基準の区分による
	②	地形	8度以下	○	敷地の平均斜度が8度以下
			8度超15度以下	△	敷地の平均斜度が8度超15度以下

※ 評価点 ○=2点，△=1点

※ 評価の重み付け 重要要素×2，基本要素×1

※ 中継施設等：基本構想では遠隔地からの搬入は中継施設を経由して行う事としており，想定している八幡平，岩手・玉山，紫波の現焼却施設からの運搬距離と可燃物の量により評価する。なお，盛岡市，滝沢市，雫石町はごみの排出(人口)重心を各本庁舎と想定し評価を行う。年間処理量×直線距離